

●香川県告示第146号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和5年6月2日

香川県知事 池田豊人

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

坂出市加茂町1370番地

さぬき丸一製麺株式会社 代表取締役 中尾 彰洋

(2) 事業場の所在地及び名称

坂出市府中町字本村上所5036番3

さぬき丸一製麺株式会社冷凍麺第15工場

(3) 特定施設に関する事項

設置しようとする特定施設

種	類	冷凍調理食品製造業の用に供する湯煮施設	
能	力	9,000食/時 2基	
工期等	工事着手予定年月日	許可後	
	工事完成予定年月日	着手後90日	
	使用開始予定年月日	完成後	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		8時間断続使用	
排出される汚水等の汚染状態	項目	通常	最大
	水素イオン濃度	6.0~7.5	5.5~8.0
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	7,000	10,000
	化学的酸素要求量 (mg/L)	6,000	8,000
	浮遊物質 (mg/L)	3,000	4,000
	窒素含有量 (mg/L)	200	250
	りん含有量 (mg/L)	20	30
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	3	5	
排出される汚水等の量 (m ³ /日)	282 (2基分)	304 (2基分)	

種	類	冷凍調理食品製造業の用に供する洗浄施設	
能	力	9,000食/時 2基	
工期等	工事着手予定年月日	許可後	
	工事完成予定年月日	着手後90日	
	使用開始予定年月日	完成後	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		8時間連続使用	
排出さ	項目	通常	最大

れる汚 水等の 汚染状 態	水素イオン濃度	6.0~7.5	5.5~8.0
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	400	600
	化学的酸素要求量 (mg/L)	300	400
	浮遊物質 (mg/L)	150	200
	窒素含有量 (mg/L)	10	40
	りん含有量 (mg/L)	1	2
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	3	5
排出される汚水等の量 (m ³ /日)		40 (2基分)	46 (2基分)

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

種	類	排水処理施設 (膜分離型排水処理装置)			
能	力	400m ³ /日			
汚水等の処理方式		膜分離活性汚泥方式			
工 期 等	工事着手予定年月日	許可後			
	工事完成予定年月日	着手後90日			
	使用開始予定年月日	完成後			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続使用			
処理前 及び処 理後の 汚水等 の汚染 状態	項 目	処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大
	水素イオン濃度	6.0~7.5	5.5~8.0	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	1,500	1,500	20	30
	化学的酸素要求量 (mg/L)	1,000	1,000	20	30
	浮遊物質 (mg/L)	650	650	30	40
	窒素含有量 (mg/L)	40	40	10	20
	りん含有量 (mg/L)	3	3	1	2
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	3	3	1	2
	大腸菌群数 (個/cm ³)	無数	無数	1,000	3,000
排出される汚水等の量(m ³ /日)		370	400	370	400

(5) 排出水の汚染状態及び量

区 分		排 水 口 No. 1	
排水 の汚染 状態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	20	30
	化学的酸素要求量 (mg/L)	20	30
	浮遊物質 (mg/L)	30	40
	窒素含有量 (mg/L)	10	20

りん含有量	(mg/L)	1	2
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	(mg/L)	1	2
大腸菌群数	(個/cm ³)	1,000	3,000
排水水の量	(m ³ /日)	370	400

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和5年6月2日から同月23日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課

坂出市市民生活部生活環境課